

監事監査報告書

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中


私立学校法第37条3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づいて令和2年度における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行った結果、令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

また理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認致します。

令和3年 5月 21日

監事

住所 北九州府 川番西區 星上 7月39

氏名 中尾 俊彦 

監事監査報告書

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中

私立学校法第37条3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づいて令和2年度における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行った結果、令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

また理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認致します。

令和3年 5 月 25 日

監事

住 所 福岡市中央区清川1-9-19 渡辺通南ビル405号

氏 名 弁護士 本岡 大祐

